

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 一般競争入札に付する事項、納入場所等

件名	令和7年度 埼玉労働局及び各署所のキヤノン製複写機保守業務委託
数量・特質等	「仕様書」のとおり
業務実施場所	「仕様書」のとおり
業務実施時期	「仕様書」のとおり

2 競争に参加するものに必要な資格

次の各号の要件を全て満たしているものであること。

- (1) 全省庁統一資格における令和04・05・06年度競争参加有資格者で種別「役務の提供」の等級「A」「B」「C」又は「D」に格付けされた者であって、競争参加地域について「関東・甲信越」が有効である者。
- (2) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない者。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していると認められるものでない者。
- (6) 労働関係法令を遵守していること。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険④国民年金⑤労働者災害補償保険⑥雇用保険
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置をうけている期間中でないこと。
- (9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

場所	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階 埼玉労働局総務部総務課会計第三係
期間	自 令和7年1月27日（月） 至 令和7年2月26日（水）

4 入札事項等の説明、入札説明書及び仕様書の交付

場所、期間は上記3「契約条項を示す場所及び期間」に同じ。

（土日・祝日を除く 8時30分～12時00分、13時～17時15分の間）

5 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、令和7年2月27日（木）12時00分までに資格審査結果通知書の写しその他入札説明書に掲げる書類を提出すること。

6 入札書の受領期限等

期限 令和7年2月28日（金）10時45分まで

場所 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
埼玉労働局総務部総務課会計第三係

7 開札

日時 令和7年2月28日（金）11時00分

場所 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
埼玉労働局16階会議室

8 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

予算決算及び会計令第77条第2号及び第100条の3第3号により免除する。

10 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 入札書の記載金額について

入札は、総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが適正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

13 入札執行後における異議の申し立てに関する事項

入札執行後は、契約事項、仕様書等を了知しなかったことを理由に、異議を申し立てることはできない。

14 契約書の作成

本契約の締結に当たり契約書を作成するものとする。

15 照会先

埼玉労働局総務部総務課会計第三係 担当：武井

電話番号 (048) 600-6200

Mail soumukaikei3@mhlw.go.jp

16 その他

(1) 詳細については、入札説明書及び仕様書によること。

(2) 電報、郵送、ファクシミリまたは電話その他の方法による入札は認めないこと。

以上公告する。

令和7年1月27日

支出負担行為担当官

埼玉労働局総務部長 鈴木 輝美